

横須賀市人権施策推進会議について

1 設置の目的

- (1) 横須賀市人権施策推進指針に基づき、学識経験者、市民等の第三者による「横須賀市人権施策推進会議」（以下、「推進会議」）を設置し、本市の施策・事業について人権擁護の観点から評価を受けることにより、もって、本市の人権擁護にかかわる取組みを総合的かつ効果的に進めていくことを目的とする。
- (2) 市は、今後の人権施策にかかる計画、事業の見直し等の際において、推進会議の評価における意見の内容が反映されるよう努めるものとする。

※「横須賀市人権施策推進指針」は、人権施策の推進に当たり、「横須賀市人権都市宣言」を基本理念とし、分野ごとに進められている施策を人権擁護の視点からとらえ直し、取り組むべき方向性を明らかにして、より確実に進めていくための道しるべとして平成21年1月に策定し、令和元年7月に改定した。

2 評価の方法

- (1) 推進会議は、横須賀市人権施策推進指針で分類した11分野（①男女共同参画、②子ども、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥外国人、⑦患者等、⑧インターネットによる人権侵害、⑨性的マイノリティ、⑩自殺をめぐる問題、⑪その他の人権課題）の中からテーマを選定し、人権課題に係る担当部局から、行政計画および主要施策・事業の資料提供、概要説明を受け、憲法、国際条約等に込められた人権尊重の理念にのっとり、人権擁護の観点から意見交換を行い、優れている点、問題点、課題等を抽出、整理するとともに、意見として取りまとめ市に報告する。
- (2) 評価に当たっては、次に掲げる「評価の視点」を考慮し評価する。

① 人権擁護の担保

人権擁護のため必要と思われる措置が不可能または困難な場合でも、その合理的根拠が認識され、代替措置が講じられているか。

② 当事者の視点

施策の立案等にあって、当事者（支援者や家族等を含む）の視点を取り入れるための方策が取られているか。

③ 周知・啓発

周知・啓発を十分に行うとともに、その効果の把握に努めているか。

④ 関係機関等との連携

複雑化した問題を解決するため、庁内、関係機関との連携網が構築されており、有効に機能しているか。

⑤ 研修

専門的・技術的なものも含め、人権擁護に関わる職員その他の人材育成のための研修プログラムが、計画的かつ効果的に組まれているか。

⑥ その他、推進会議において必要と認める事項

3 令和8年度会議について

(1) 会議のテーマ：「横須賀市人権施策推進指針の改定」について

(2) 会議スケジュール

回数	時 期	内 容
1	6月19日(金) (302会議室)	① 横須賀市人権施策推進指針について ・横須賀市の取組状況 ・令和8年度の重点施策 ・改定に向けた検討について ② 横須賀市人権施策推進指針の改定について
2	8月中旬 (市役所内会議室)	① 指針の改定の課題点や疑問点となる部分の専門家を招聘して状況説明 ② 横須賀市人権施策推進指針の改定について
3	11月初旬 (市役所内会議室)	① 横須賀市人権施策推進指針の改定について ② パブリック・コメントの実施確認
4	1月下旬 (市役所内会議室)	① 横須賀市人権施策推進指針の改定について ② 人権施策推進会議報告書(案)について ③ 次年度の人権施策推進会議のテーマについて

※ 会議の中で人権施策推進会議報告書を取りまとめ3月に全議員へ配布する。

4 市政への反映方法

- (1) 人権施策推進のための庁内推進体制として、「人権施策推進連絡会」(以下「連絡会」)を設置する。
- (2) 連絡会は、推進会議の意見を受け、課題や対応方法等について意見交換を行い、これを付して担当部局に伝達する。
- (3) 担当部局において、その対応の実現性等を検討し、可能なものについて施策事業等に反映させる。

5 これまでの人権施策推進会議テーマ一覧

年 度	会議テーマ	
H22年度	男女共同参画	・女性に対するあらゆる暴力の根絶と予防的取組み
H23年度	子どもの人権	・いじめと不登校の取組み
	高齢者の人権	・虐待防止と権利擁護の取組み
H24年度	外国籍市民の人権施策	・就学、相談・支援体制、医療、防災体制の取組み
	性的マイノリティの人権	・性的マイノリティの取組み
H25年度	子どもの人権	・虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取組み
	障害者の人権	・相談支援・情報提供の充実 ・働く場・活動の場の充実 ・権利擁護システムの構築
H26年度	高齢者の人権	・介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上 ・住み慣れた地域での生活を支援 ・介護保険制度の啓発や研修などの充実
H27年度	男女共同参画	・政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組み ・男女が平等に働くことができる職場環境づくりに向けた取組み
H28年度	子どもの人権	・いじめ問題の防止・解消およびインターネットによるいじめ防止の取組み
H29年度	障害者の人権	・障害者福祉の推進基盤の整備の取組み
H30年度	人権施策推進指針改定 パートナーシップ宣誓証明制度	
R 元年度	子どもの人権	・虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取組の推進について ・社会的養育を必要とする子どもの支援の推進について
R 2 年度	障害者の人権	・相談支援・情報提供の充実 ・働く場・活動の場の充実 ・権利擁護システムの構築推進
R 3 年度 R 4 年度	高齢者の人権	・虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取組み ・高齢者の権利擁護の推進 ・認知症の方も安心して暮らせるまちづくりの推進
R 5 年度	子どもの人権	・ひとり親家庭等への自立支援の取り組みについて
R 6 年度	避難所の人権	・災害に伴う人権問題～震災時避難所における取組み～
R 7 年度	子どもの人権	・困難な家庭環境にある子どもへの支援について

○人権施策推進会議条例

平成24年3月29日

条例第10号

人権施策推進会議条例をここに公布する。

人権施策推進会議条例

(設置)

第1条 本市の人権擁護に係る事項に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市人権施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、関係団体の代表者及び人権擁護委員のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 推進会議に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 推進会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の同意を得て委員長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。